

令和4年度独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）のぞみの園における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は42件、契約金額は5.1億円である。また、競争性のある契約は25件（59.5%）、4.8億円（94.1%）、競争性のない契約は17件（40.5%）、0.3億円（5.9%）となっている。

競争性のない随意契約については、上下水道・ガスなどのライフライン及び不正通信監視サービス（サイバーセキュリティ基本法に基づき、政府機関全体として設置）で事業者が特定されるものである。

表1 令和3年度のぞみの園の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(51.2%) 21	(78.6%) 2.2	(57.1%) 24	(92.2%) 4.7	(14.3%) 3	(113.6%) 2.5
企画競争・公募	(4.9%) 2	(7.1%) 0.2	(2.4%) 1	(2.0%) 0.1	(△50.0%) △1	(△50.0%) △0.1
競争性のある 契約(小計)	(56.1%) 23	(85.7%) 2.4	(59.5%) 25	(94.1%) 4.8	(8.7%) 2	(100.0%) 2.4
競争性のない 随意契約	(43.9%) 18	(14.3%) 0.4	(40.5%) 17	(5.9%) 0.3	(△5.6%) △1	(△25.0%) △0.1
合 計	(100%) 41	(100%) 2.8	(100%) 42	(100%) 5.1	(2.4%) 1	(82.1%) 2.3

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の（ ）書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(2) のぞみの園の令和 3 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、一者応札は、企画競争で行った監査業務委託契約、一般競争入札における児童発達支援センターれいんぼ～内部改修工事、法人内サーバー保守延長契約、内視鏡ビデオシステム他一式であった。他の公共工事と期間が重なったことにより技術者の確保が困難であったことや、専門的な知識・技術を有する業者に限られたことにより、参加者が限定的となったことなどから応募が少なかったと考えられる。このため、調達時期や仕様書等を精査し、また、入札参加資格を有する業者に積極的に連絡し入札を促すことに努める。

表 2 令和 3 年度のぞみの園の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	比較増△額
2 者以上	件数	19(82.6%)	21(84.0%)	2(10.5%)
	金額	1.9(82.6%)	4.4(93.6%)	2.5(131.6%)
1 者以下	件数	4(17.4%)	4(16.0%)	0(0.0%)
	金額	0.4(17.4%)	0.3(6.4%)	△0.1(△25.0%)
合 計	件数	23(100.0%)	25(100.0%)	2(8.7%)
	金額	2.3(100.0%)	4.7(100.0%)	2.4(104.3%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、令和 3 年度の対令和 2 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和 4 年度については、以下のとおりそれぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 業務委託契約関係の一者応札の見直しの継続

一者応札・応募の解消については、引き続き「一者応札・一者応募に係る改善方策」（平成 21 年 7 月策定）に基づき、公告期間の延長、応札条件や仕様内容の見直し等、複数の競争参加となるよう積極的に取り組むとともに、障害者や障害者施設の理解の促進に努める。

- ① 公告方法について、公告から入札までの期間を規定では 10 日と定めているが、競争入札の増加を図るため、12 営業日以上確保に努めるとともにホームページ上で、「調達情報」がわかりやすいものとなるよう掲載方法を工夫する。また、競争参加資格等において、資格要件を満たす業者に情報提供を行い入札参加を勧奨するものとする。
- ② 仕様書の内容が必要以上に競争を制限するような内容になっていないかを検討する。
- ③ 入札参加辞退した事業所に対し、辞退した理由等を聞き取り検証し、令和 4 年度案件については、検証結果を反映させた仕様書の見直しを図る。
- ④ 応札者の拡大及び事務処理の効率化・経費削減を図るため、複数年契約が有

効と認められる案件の検討を行い、有益な契約については、複数年契約とする。

【調達等合理化検討会による点検の実施】

(2) 障害者就労施設等からの優先調達等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。）に即して定めた方針に基づき推進する。

また、官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮、「環境物品等の調達の推進を図るための方

針」等に基づいた調達を引き続き行う。

【障害者就労施設等からの調達件数、金額】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、役員及び調達等合理化検討会メンバーに事前説明を行い、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後速やかに報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

予定価格の取り扱いについては、限られた役職員が担当することとしているが、コピー及びプリントアウト時など、不特定多数の目に触れることのないように注意を徹底する。特に、業者等が来園し予定価格等探ろうとする行為を受けた時は、速やかに総務部長に報告するものとする。

なお、予定価格積算調書は、会計課金庫に保管し情報漏洩防止に努めるものとする。

また、契約事務の適正化を確保するため、契約事務担当者については定期的に研修に参加させるとともに、会計検査院等が指摘した不適切事例や官公庁等で発生した入札談合等について、情報等を共有し、内部統制の強化を図るなど、不祥事の発生の未然防止に取り組むこととする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（総括、人事、総務企画局担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事（総括、人事、総務企画局担当）
副総括責任者	総務企画局長
メンバー	総務部長、総務課長、会計課長、その他副総括責任者が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、のぞみの園のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。